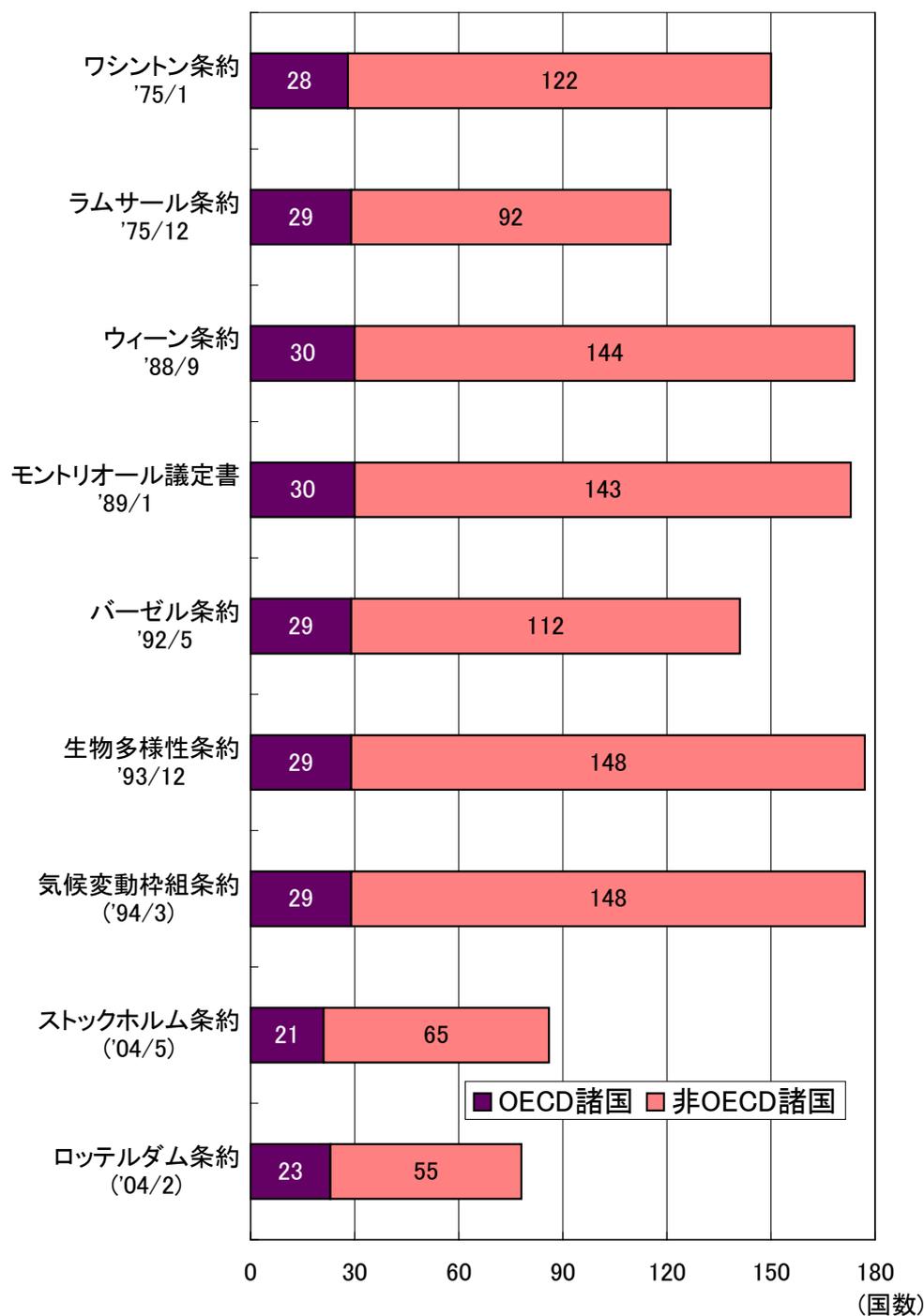


Ⅲ. 国際環境協力の 現状と課題

Ⅲ-1. 世界的・地域的な 枠組みづくり

17. 途上国の国際環境条約への加盟状況



注)ストックホルム条約は2004年12月、ロッテルダム条約については2004年11月時点での加盟国数。
それ以外の条約については2000年における加盟国数。

出典:- ウェブサイト「科学技術関連国際条約等 Data Base」:

<http://kjs.nagaokaut.ac.jp/conventions/frame.htm>

- PIC ウェブサイト: <http://www.pic.int/en/ViewPage.asp?id=265>

-ストックホルム条約ウェブサイト:

<http://www.pops.int/documents/signature/default.htm#chk1st>

からデータより作成

18. 気候変動枠組条約と途上国

1. 途上国の気候変動枠組条約等の批准の増加

- 気候変動枠組条約の途上国の締約国(非附属書 I 国)148 ヶ国 ※1
- 京都議定書批准国 132 ヶ国、うち途上国(非附属書 I 国)97 ヶ国(マレーシア、韓国、メキシコ、タイ、ベトナム、フィリピン等を含む) ※2

※1:2004 年 5 月 24 日現在 ※2:2004 年 12 月 16 日現在

2. 途上国締約国の気候変動枠組条約での約束

気候変動枠組条約における約束(第 4 条 1 : 途上国締約国も実行義務)

- 比較可能な方法で温室効果ガスインベントリーの作成・公表
- 気候変動を緩和処置、気候変動に対する適応処置を含む計画作成と定期的更新・公表。
- 温室効果ガスの抑制、削減、防止に関する技術開発・利用・普及。
- 温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の持続可能な管理・保全の促進。
- 気候変動の影響に対する適応のための準備への協力。
- 社会、経済及び環境政策等に対し気候変動を可能な限り配慮。
- 情報開示・交換の促進
- 教育、訓練及び啓発の促進、広範な参加の奨励

3. 技術移転/キャパシティー・ビルディング

- 途上国が条約上の義務を果たすためには、人材育成などを通じた能力の構築(キャパシティー・ビルディング)が必要。
- この支援のため、気候変動枠組条約では、先進国から途上国の環境保全技術及びノウハウの移転、それに伴う資金の供与などが規定。

19. 国際環境条約間のリンケージ

1. 現状

- 最初の多国間環境条約の締結は、1968年のライン会議である。UNEPの推定では、その後、生物多様性、海洋、化学廃棄物・有害廃棄物、エネルギー・気候変動・大気、水・森林・土地などの分野で、最低 502 の国際環境条約が締結され、その内 323 は地域レベルの条約である。
- 国際環境条約間の重複、齟齬、抜け落ちが問題視されている。
 - 地域レベル条約が国家レベル、国際レベルの環境条約と関連性があるが、調整が行われていない。また、環境条約に規定された国家報告システムが条約毎に違っているケースなどがある。
 - 地球温暖化は生物多様性に与える影響は明らかだが、気候変動枠組条約、生物多様性条約のどちらにも、この分野について記載されていないので、取組がなされていなかったケースもある。
 - 環境、開発、貿易などが政府内で異なる省庁が主管していることにより、分野の重複、クロスオーバー、複雑化をもたらしている。
 - 国際環境条約間及び関連体制での重複、齟齬、抜け落ちなどを避け、相乗効果をもたらす統一性あるアプローチ方法が求められている。

2. 対応

- 環境条約の制定、環境マネジメントについて統一性のあるアプローチが必要なことは広く認識され、1997年のリオ条約締約国間の実施における相乗効果の専門家会議、1998年の世銀、UNEPなどによる「わが惑星の保護と人類の未来の確保」などがある。
- 1999年7月国連大学主催の「インターリンケージ: 多国間環境条約における相乗効果と調整に関する国際会議」が開催された。この会議の目的は以下の4点である。
 - 「相乗効果及び調整」の重要性に関して、一般、政府及び政府間レベルの認識向上。
 - 多国間環境条約の「相乗効果及び調整」における既存のイニシアティブの調査
 - 「相乗効果及び調整」の明確化および調査について、協力可能な国際機関、学者、その他関係者の議論・対話の促進
 - この重要な問題に関する具体的なメカニズム、更なるステップ、及び実現可能ですべての点において有益な方針(win-win-path)、の明確化
- また、次の議題がワーキンググループで討議された。
 - WG1:情報システム及び情報交換における調整
 - WG2:ファイナンス
 - WG3:問題解決マネジメント
 - WG4:科学的メカニズム
 - 特別 WG:持続可能な開発のための相乗効果

20. 国際的影響力がある主要な環境 NGO¹

	NGO 名	働きかけの立場	国際的枠組み作り、地球環境保全面での貢献と影響力
1	Basel Action Network (BAN)	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル条約締約国会議及び付属機関会議における常任オブザーバー 	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル条約の批准と実施の促進
2	Climate Action Network (CAN)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組み条約の国連交渉におけるオブザーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約の実施支援 温室効果ガス削減のため国、地方レベルで法制度化促進
3	Consumers International (CI)	<ul style="list-style-type: none"> IAEA、国連経済社会理事会 (ECOSOC)、UNESCO、FAO、WHO、UNICEF、UNIDO、ISO、国際民間航空機関 (ICAO) の諮問機関 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の懸念を反映する政策を国際的な場で推進
4	Earth Council	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC の公認団体。 	<ul style="list-style-type: none"> 貧困対策、持続的社会に関する価値観の経済政策への反映を目指す
5	Earthwatch Institute	<ul style="list-style-type: none"> IUCN の諮問機関 	<ul style="list-style-type: none"> 自然資源、文化遺産の保全推進
6	Environmental Liaison Centre International (ELCI)	<ul style="list-style-type: none"> CSD、UNEP、FAO、ECOSOC の諮問機関。 砂漠化問題に関する政府間交渉理事会 (CCD)、生物の多様性に関する条約締約国会議 (CDB)、モントリオール議定書、国連人間住居委員会 (UNCHS)、UNESCO、他の公認団体。 市民参加と意識啓蒙を重視。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界の環境 NGO のネットワーク化 2002 年ヨハネスブルグサミット、他の国際会議における NGO 参加の促進
7	European Environmental Bureau (EEB)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州理事会、国連の諮問機関。 EU 委員会、欧州議会、EU 理事会、欧州経済社会理事会、欧州環境連盟、OECD と協力。 	<ul style="list-style-type: none"> EU 諸国と EU 加盟予定国における EU 環境基準適用の推進
8	Forest Stewardship Council (FSC)	<ul style="list-style-type: none"> 非営利団体。会員は環境団体、森林・材木産業、コミュニティ、森林製品認証組織、個人。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の森林製品認証組織の評価、認定により認証システムの信頼性を高める

¹ 23 の主要な国際環境 NGO の選択基準は次のとおり: 会員を持つ組織である、複数国で活動している、常設の組織である、主要な活動が環境分野に集中している、政府から独立している (IUCN を除く)、財団や研究機関ではない。情報源: Green Year Book。

	NGO 名	働きかけの立場	国際的枠組み作り、地球環境保全面での貢献と影響力
9	Friends of the Earth International (FoEI)	<ul style="list-style-type: none"> FAO、IMO、1972 年ロンドン会議、国際油濁補償基金、バルセロナ会議、IWC、ラムサ - ル会議、ITTA でのオブザーバー。 UNESCO、ECOSOC、UNECE の諮問機関。 IAEA、IPCC、モントリオール議定書その他に出席。ELCI と IUCN 会員。 	<ul style="list-style-type: none"> 100 万人の個人会員の支持を背景とし、環境、消費、人権のそれぞれの団体と連携し、持続可能でない経済活動に対する反対圧力をかける。
10	Greenpeace International	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC の諮問機関。 30 以上の環境関係国際・地域機関の公認団体。 	<ul style="list-style-type: none"> 280 万人の支持者を得て、生物保護推進。それに脅威を与える活動への世界的反対活動
11	International Chamber of Commerce (ICC)	<ul style="list-style-type: none"> 国連と国連関連機関の主席諮問機関 	<ul style="list-style-type: none"> 世界最大の産業団体 ヨハネスブルグ会議に参加
12	International Confederation of Free Trade Unions (ICFTU)	<ul style="list-style-type: none"> 国連の諸機関の諮問機関。 ECOSOC、ILO、IMF、UNESCO、IAEA、世界銀行、WTO、WHO の公認団体。 	<ul style="list-style-type: none"> ICFTU 加盟団体は 140 カ国の 231 団体。1 億 5,800 万人の労働者を代表する。
13	International Organization for Standardization (ISO)	<ul style="list-style-type: none"> IEC (国際電気技術委員会) および WTO (世界貿易機構) の協力機関。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品、生産管理に関する国際規格を設定。 企業の環境管理努力を推進。
14	International Solar Energy Society (ISES)	<ul style="list-style-type: none"> UNESCO の諮問機関。ECOSOC の(カテゴリーC) 諮問機関。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの開発と普及の促進
15	IUCN - The World Conservation Union	<ul style="list-style-type: none"> 国連内に組織された多国政府間組織であるが NGO でもある。 国連のオブザーバー。ECOSOC、FAO、IMO、UNESCO の諮問機関。 	<ul style="list-style-type: none"> IUCN のレッドブック(絶滅危惧種のリスト)は世界的に参照され、関連条約に反映されている。
16	Pesticide Action Network (PAN)	<ul style="list-style-type: none"> 600 の NGO の連合組織 それぞれ独立している 5 つの地域センターを有す。 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の使用停止と代替農法普及に貢献
17	Sierra Club	<ul style="list-style-type: none"> 米国とカナダで活動する NGO ECOSOC の諮問機関。IWC のオブザーバー。IUCN と FSC の会員。 	
18	Society of	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC の(カテゴリー一類) 諮問 	

	NGO 名	働きかけの立場	国際的枠組み作り、地球環境保全面での貢献と影響力
	International Development (SID)	機関。UNESCO、FAO、ILO、IFAD、UNEP、UNFPA、UNICEF、UNCTAD、欧州委員会の諮問機関。	
19	Third World Network (TWN)	<ul style="list-style-type: none"> UNCTAD、ECOSOC の諮問機関。 CSD の公認団体。 	
20	Water Environment Federation (WEF)	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC の諮問機関。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の法律、基準について検討、答申する。
21	Women's Environment and Development Organization (WEDO)	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC と国連広報部門の諮問機関。 	
22	World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)	<ul style="list-style-type: none"> 会員組織。ICC と協力関係。ジュネーブとニューヨークの国連事務局の公認団体。 	
23	World Wide Fund for Nature (WWF)	<ul style="list-style-type: none"> ECOSOC の(カテゴリーー類) 諮問機関。 500 万人の支持者 	<ul style="list-style-type: none"> 債務・自然保護スワップを提唱し、中南米、アフリカで関係者により実施された。

出典： The Fridtjof Nansen Institute “Yearbook of International cooperation on Environment and Development” <http://www.greenyearbook.org/ngo/ngo-ind.htm> に基づき作成

このほか、アジアの NGO として、中国の北京地球村、AANEA などもある。

	NGO 名	働きかけの立場	国際的枠組み作り、地球環境保全面での貢献と影響力
1	北京地球村	<ul style="list-style-type: none"> GEF の地域 NGO フォーカルポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関、中国政府、中国の NGO の連携
2	AANEA	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア 7 カ国・地域(日本、韓国、中国、台湾、香港、モンゴル、極東ロシア)のネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 民間レベルでの東アジアの環境問題への協力体制の構築(現在は大気汚染問題のみ対応)

21. ドーハ以降の環境と貿易についての動き

1. 2001年11月第4回閣僚会議(ドーハ)で立ち上げられたWTO(世界貿易機関)新ラウンドでは、「貿易と環境」が交渉課題の一。主な論点は以下の4つ。
 - ① 貿易自由化への環境への影響
 - ② 一方的貿易制限措置
 - ③ 多国間環境協定(MEAs)に基づく貿易制限措置
 - ④ 環境ラベリング
2. MEAsにおける貿易措置とルール
地球環境問題等に係る貿易措置が重要な役割になりつつある。(「モントリオール議定書」などでは、条約非締約国に対する貿易制限措置を設けている。)
3. 環境基準等との調和
国により環境状況や発展段階が異なるため、環境関連の基準などは調和させることは、必ずしも必要ではないが、国を越え、地域、地球規模の環境問題等の場合は、基準を厳格化することが望ましい。
4. 生産工程および生産方法(PPM)規制と貿易
自国外の環境問題に対処するために、PPMに基づく一方的貿易措置は一般的には適当ではないが、地球環境問題に対応するために、他国間でのPPM規制の調和が必要なケースもある。
5. 貿易に影響を及ぼしうる環境保全上の措置
環境ラベリングは、適切に制度が構築されなかった場合、輸出上の非関税障壁となるとして特に途上国側が懸念。透明性の確保とともに、途上国への技術的、資金的支援が重要。
6. 新ラウンドの中間レビューを行う2003年9月に開催された第5回閣僚会議(カンクン)で、アメリカ・EUと途上国の対立が極めて大きく、閣僚宣言を出せずに閉幕。今後の展開が不透明。

22. 日本・ASEAN 東京宣言

(2003 年 12 月)

1. 日本・ASEAN 東京宣言の位置づけ

日本・ASEAN 東京宣言は、日本、ASEAN が東アジア・コミュニティ作りを念頭において、協力関係を推進していくための基本文書。「日本・ASEAN 行動計画」とともに、今後の日本、ASEAN 協力の展望について、原理原則にとどまらず、具体的な施策を伴った内容が合意された(小泉首相、ASEAN 全首脳署名)。

2. 日本・ASEAN 東京宣言と行動計画の主なポイント

(1) 注目点

- 我が国の ASEAN 重視政策の再確認
- 日・ASEAN 関係の基本原則、共通認識として、「法の支配」、「人権及び基本的自由の擁護と促進」、「公正で民主的な環境」、「アジアの伝統と価値観の重要性」等で一致
- 包括的経済連携の更なる推進
- ASEAN の経済発展に資するための日本の ODA 政策
 - －人材育成のため、今後 3 年間で 15 億ドルを超える協力、4 万人規模の交流。
 - －メコン地域開発への協力(3 年間で 15 億ドル)、BIMP-EAGA(東 ASEAN 成長地域)等統合強化のための支援。
- 政治、安全保障分野での協力、パートナーシップの強化(テロ対策、海賊対策等での協力の推進)

(2) 行動の共通戦略

- 包括的経済連携及び金融財政協力の強化(貿易・投資の自由化を 2012 年までに実現)
- 経済発展と繁栄のための基礎の強化
- 政治・安全保障の協力とパートナーシップの強化
- 人的交流・人材育成の円滑化及び強化
- 文化広報における協力の拡大
- 「東アジア・コミュニティ」の構築に向けた東アジア協力の深化
- 地球規模の問題への対処における協力(環境の保護を含む)

(3) 実施のための制度的及び資金的措置

- 行動計画に基づき具体的な活動と最も重要なプロジェクトを推進
- 既存の資金メカニズムの強化
- 各国の能力との両立の下、必要な資源の提供にコミット
- 宣言と行動計画の実施に関する進展を日・ASEAN 外相会議において見直し、日・ASEAN 首脳会議に報告
- 行動計画の定期的見直し

3. 環境に関わる行動の概要

(1) 包括的経済連携及び金融財政協力の強化における環境に関わる行動

包括的経済連携のための枠組みに示される、環境、持続可能な森林管理を含む技術協力プロジェクトにおける円滑化と協力についての協議の開始(2004年から)

(2) 地球規模の問題への対処における協力

1) 環境保護については、次の分野に焦点をあてる。

- 地球規模の環境問題
- 土壌・森林火災及び国境を越えるヘイズ(煙霧)汚染
- 沿岸・海洋環境
- 持続可能な森林管理
- 自然公園及び保護地域の持続可能な管理
- 淡水資源
- 啓発及び環境教育
- 環境上適性な技術とより汚染の少ない生産の促進
- 都市環境管理と当地
- 持続可能な開発とモニタリング、報告及びデータベースの調和
- 野生動植物の持続的な利用

2) 2002年8月の持続可能な開発に関する世界首脳会議で立ち上げられたアジア森林パートナーシップ(AFP)を通じて、違法伐採対策、森林火災防止並びに荒廃地の復旧及び造林の分野での協力を推進する。

3) 2002年11月のラオスでの会合において、ASEAN環境大臣により特定され、ASEAN+3環境大臣により合意された10の優先分野の一つである国境を越えるヘイズ汚染に取り組むための協力を模索する。

4) ASEAN環境上持続可能な都市プログラムの下で、地域の都市が直面している環境上の持続可能性という課題に取り組むために、ベストプラクティスと革新的な解決策に関する知見の共有を含む、セクションFの3aで言及された優先分野での能力構築プログラムの実施において協力する。

5) ASEANにおける環境保護と省エネルギーに関する制度の構築を支援するために、日本の「グリーン・エイド・プラン」のASEAN新規加盟国への拡大に関する実行可能性調査の実施に協力する。